宗像市下水道用マンホール蓋のデザイン使用について

宗像市下水道用マンホール蓋のデザイン(以下「デザイン」という。)を使用 する場合は、以下の事項を必ずご確認ください。

1 デザイン

デザインは、別図のとおりです。

2 デザインの使用申請

(1) 申請手続

デザインを使用する場合は、あらかじめ宗像市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を得る必要があります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ア市の機関が使用するとき。
- イ 官公署又は公共的団体が公共目的で使用するとき。
- ウ個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- エ 報道機関等が報道又は広報の目的で使用するとき。
- オ 前各号に定めるもののほか、管理者が特に認めたとき。

なお、上記ア~オに該当する場合でも、事前協議は行ってください。

(2) 使用不承認

デザインの使用が次のいずれかに該当するときは承認されません。

- ア 宗像市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- イ 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれ があると認められるとき。

- ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる とき。
- エ 特定の政治、思想若しくは宗教の活動目的で使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に 規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団 若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認めら れるとき。

カーその他、管理者がデザインの使用を不適当と認めたとき。

(3) デザイン使用の承認に係る審査結果の通知

宗像市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認通知書(様式第2号 又は宗像市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認通知書(様式第 3号)により申請者に通知します。

なお、必要があるときは使用の承認に条件を付すことがあります。

3 承認内容の変更

承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ宗像市下水道用マンホール 蓋のデザイン使用変更承認申請書(様式第4号)を管理者に提出し、その承認 を受ける必要があります。

デザインの使用承認の変更に係る審査の結果について、宗像市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更承認通知書(様式第5号)又は宗像市下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更不承認通知書(様式第6号)により申請者に通知します。

なお、必要があるときは使用変更の承認に条件を付すことがあります。

4 デザインの使用にあたっての遵守事項

デザインの使用にあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) デザインの改変を行わないこと。
- (2) 承認を受けた用途のみにデザインを使用すること。

5 デザインの使用料 デザインの使用料は、無料です。

6 実績報告及び物品等の提出

デザインの使用開始後1月以内に、宗像市下水道用マンホール蓋のデザイン 使用実績報告書(様式第7号)及びデザインを使用して製作した物品、商品、 製作物等(以下「物品等」という。)の完成品を提出してください。ただし、 物品等の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真の提出をもって、物 品等の提出に代えることができます。

7 承認の取り消し

「宗像市下水道用マンホール蓋のデザイン使用について」に違反又は使用の 承認条件に違反したとき、又は偽りその他不正な手段によりデザインの使用承 認を受けたときは、宗像市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認取消通知 書(様式第8号)により、その承認を取り消します。

なお、承認を取り消された場合は、物品等の回収を行ってください。

8 責任の制限

管理者は、次に掲げるものについて、一切の責任を負いません。

- (1) 承認の取消し及び物品等の回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害又は損失。
- (2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失。

9 権利設定の禁止

デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録 を行うことはできません。

別図

① タイナミ (カラー・おすい)



② タイナミ (モノクロ・おすい)



③ タイナミ (モノクロ・うすい)



④ カノコユリ (カラー・おすい)



⑤ カノコユリ (モノクロ・おすい)



⑥ カノコユリ (モノクロ・うすい)

